

## ● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》 令和5年8月号 《《《《《《《《《《

### ★インボイス制度への対応★

2023年10月1日から、インボイス制度がスタートします。インボイス制度とは、仕入税額控除を行う場合、適格請求書（適格請求書発行事業者として登録された事業者が発行する一定の事項を記載した請求書等）の保存がある場合のみ、仕入税額が控除対象税額とされるものです。

今月は、適格請求書の発行ができる登録事業者と発行ができない非登録事業者に区分して、その対応を紹介します。

#### 1. 適格登録事業者の対応

##### (1) 適格請求書発行事業者になるための登録申請

仕入税額控除ができるのは、国に登録申請書を出し、登録を受けた「適格請求書発行事業者」（以下「適格事業者」という）に限られます。

まだ、この登録申請を行っていない場合には、令和5年9月30日までに行えば10月1日から適格事業者となることができます。

##### (2) 仕入先等の登録の確認

仕入先、外注先、経費等の支払先（以下「仕入先等」という）が、国に「適格請求書発行事業者」として登録を受け、その登録番号が納品書、請求書、領収書又は契約書（以下「請求書等」という）に記載され、記載された請求書等を保存している場合に、仕入税額控除ができます。

そこで、既存の仕入先等が適格事業者として国に登録されているかの確認をするとともに、新たな仕入先と取引する場合には、その登録を確認し、請求書等に記載された登録番号が正しいかどうかを確認して下さい。

###### ①法人の仕入先等

国税庁の検索サイトにおいて、仕入先等の会社名、法人番号から登録があるかどうか、また登録番号を確認できます。

###### ②個人事業者である仕入先等

個人事業者名（又は屋号）の場合、個人情報との関係から国税庁の検索サイトにおいて確認できない場合がありますので、直接、個人事業者に確認して下さい。

##### (3) 適格請求書の準備

仕入税額控除ができる適格請求書とは、法定の事項が記載された請求書等をいいます。この法定記載事項とは、次のものであり、その記載は、請求書や領収書の単

体で法定事項を記載したり、納品書と請求書と合わせて法定事項を記載したり、また契約書と支払明細書を合わせて法定事項を記載することもできます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【一定期間の取引をまとめた請求書を適格請求書として交付する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円	(消費税 5,454円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,962円)

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：  
60,000円 × 10/110 ≒ 5,454円

8%対象：  
40,000円 × 8/108 ≒ 2,962円

(注) 商品ごとの端数処理は認められません。

#### (4) 消費税額の端数処理

これまで、消費税額の端数処理は、商品ごとの端数処理、納品書の段階での端数処理、請求書段階での端数処理等自由にできました。

しかし、10月1日からは、適格請求書単位で、税率ごとに1回のみしかできません。このため商品ごと等の端数処理はできなくなりますので注意が必要です。

#### (5) 振込手数料等の処理

仕入代金等を支払う場合、請求金額から振込手数料を控除して支払う場合と請求金額から振込手数料を控除しないで、振込手数料を別途負担する場合があります。

##### ① 請求金額から振込手数料を控除して支払う場合

この場合、振込手数料は、売上先にとり「売上の値引」となりますので、仕入代金等を支払う適格事業者は、適格返還請求書を売上先に交付する必要があります。

ただし、1回の「売上の値引」の金額が1万円未満の場合には、適格返還請求書の交付が免除されます。通常、振込手数料は、1万円未満であることから適格返還請求書の交付は不要となります。

なお、この場合の振込手数料は、消費税の計算上、仕入事業者にとり課税仕入のマイナスとなり、売上事業者にとり、売上のマイナスとなります。注意が必要です。

#### ②請求金額から振込手数料を控除しないで、振込手数料を別途負担する場合

請求代金は全額振込み、別途振込手数料を負担する場合、振込手数料は「仕入又は売上の値引」ではないので、適格返還請求書の交付は不要であり、また消費税の計算上も振込手数料として仕入税額控除の対象となります。特段の注意は必要ありません。

#### (6) 適格請求書書の保存が無くても帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられる場合

次の場合は、適格請求書の保存がない場合でも、帳簿に一定事項異の記載があれば、仕入税額控除ができます。

(注) 一定の事項とは、取引年月日、相手先、取引内容、取引金額等(30条)

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するものを除きます。)
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物(質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品(購入者の棚卸資産に該当するものに限り。)
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限り。)
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

#### (7) 免税事業者からの仕入の場合

課税売上が1,000万円未満で、かつ適格事業者でない免税事業者からの仕入れに関しては、仕入税額控除に関し、特例措置がありますので、帳簿に「経過措置の適用を受ける課税仕入である旨」を記載して下さい。

##### ①仕入税額控除の特例

令和5年9月30日までは、全て、課税仕入とされていましたが、10月1日からは、課税仕入とされず、仕入税額控除を受けることができなくなりました。

しかし、急に仕入税額控除ができなくなると、消費税の負担が大きいため、その緩和策として、令和11年9月30日までは、一定の仕入税額控除ができます。

イ、令和5年10月1日から令和8年9月30日まで・・・**80%の仕入税額控除**  
ロ、令和8年10月1日から令和11年9月30日まで・・・**50%の仕入税額控除**

#### ②帳簿に一定事項の記載が必要

通常の記載事項に加え、「経過措置の適用を受ける課税仕入である旨」を記載する

### (8) 中小事業者等に対する特例

上記(1)～(7)は全ての適格事業者に適用されます。加えて、適格事業者である中小事業者に関しては、事務負担の軽減を図るため、令和11年9月30日までの間、特例措置が設けられています。

#### ①対象者

基準期間の課税売上1億円未満又は特定期間（前課税年度開始から6ヶ月間）の課税売上5千万円以下の適格事業者

#### ②特例措置

一回の取引が、税込金額1万円未満の課税仕入に関しては、適格請求書の保存が免除され、帳簿記載のみで仕入税額控除ができます。

## 2. 非登録事業者の対応

非登録事業者とは、適格請求書発行事業者として国に登録されていない事業者です。非登録事業者には、課税売上金額が1,000万円未満の免税事業者と課税売上金額が1,000万円以上の事業者があります。

### (1) 課税売上金額が1,000万円以上の非登録事業者

課税売上金額が1,000万円以上の非登録事業者は、早急に適格請求書発行事業者として国に登録することが望まれます。

適格請求書の発行ができないことから、取引相手である売上先は、仕入税額控除できないため、取引金額の10%以上の値引を要求され、また取引を拒否される可能性があります。

### (2) 課税売上金額が1,000万円未満（免税事業者）の非登録事業者

非登録事業者の多くは、課税売上金額が1,000万円未満の免税事業者です。

この免税事業者には、取引の多くが課税取引であるが、その取引金額が1,000万円未満の事業者と取引のほとんどが非課税又は不課税売上が多い土地賃貸、住宅賃貸、医療・介護等の事業者に区分されます。

### (3) 取引の多くが課税取引である免税事業者の場合

#### ①取引価格の引下げ要請

10月1日以降、この事業者の顧客である売上先では、この事業者からの仕入れに対し、仕入税額控除ができないことから仕入金額に約10%の消費税額の負担が増加します。

10%の負担増加の原因は、仕入先である免税事業者が適格事業者として登録しないことにあることから、多くの場合、取引価格の引下げ又は取引の停止を求める可能性があります。

## ②適格事業者への登録

法人事業者間の取引において、下請法や公取法等の適用を考えた場合、5%～8%程度の値下げ要請が想定できます。

値下げ要請を受けた場合、適格事業者に登録した方がキャッシュフローは多くなる場合があります、適格事業者への登録を検討することが望まれます。

(例) 下請加工事業者の場合

年間課税売上 700 万円、課税仕入 300 万円（補助材料、燃料費、水道光熱費、消耗品、通信費、事務用品等）とした場合

イ、原則方式 納付税額 = (700 万円 - 300 万円) × 10% = 40 万円

ロ、簡易課税方式 納付税額 = 700 × 10% × 40% = 28 万円

ハ、売上先からの値引 5% = 700 × 5% = 35 万円

ニ、売上先からの値引 8% = 700 × 8% = 46 万円

5%の値引要請の場合には簡易課税方式を選択することで、35万円 - 28万円 = 7万円のキャッシュ増加となり、8%の値引要請の場合には原則方式でも46万円 - 40万円 = 6万円のキャッシュ増加となります。

加えて、原則方式の場合、事業用の車両や機械装置を購入する場合には車両や機械装置にかかる消費税を控除でき、簡易課税方式の場合でも一時的に原則方式に変更することで、消費税を控除できます。

## (4) 取引の多くが非課税取引又は不課税取引である免税事業者の場合

一般には、免税事業者を選択したほうが、消費税の負担ないことからキャッシュは増加します。

しかし、課税売上となる取引がある場合、売上先からの要請で適格事業者に登録を拒否した場合、取引を断られ、また値引きを要請されることが想定されるので、適格事業者に登録することを検討することが望まれます。

また、課税売上（店舗用の賃貸等）のため、建物を取得する場合には、適格事業者に登録することで、建物にかかる消費税の還付が受けられます。

## ★事務所から★

7月に、インボイス制度、電子取引データの保存に関し、説明会を開催し、また不参加のお客様等には、説明会資料を送付させていただきました。インボイス制度、電子取引データの保存等に関し、ご不明な点があれば、是非、当事務所までご相談いただければ幸いです。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)